

第9期熊取町分別収集計画

令和元年7月

住 民 部 環 境 課

**** 第 9 期 熊 取 町 分 別 収 集 計 画 目 次 ****

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	3
5	各年度における容器包装廃棄物の 排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	3
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための 方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	5
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み（法第8条第2項第4号）	6
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法	7
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の 実施に関し重要な事項	8

第9期熊取町分別収集計画

1. 計画策定の意義

本町における廃棄物行政は、平成31年3月に策定した「第2期一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）」に基づき、令和5年度を目標年度として、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物を可能な限り再生利用するなどの資源化に努め、もって循環型社会の形成に資することを基本理念とし、計画の着実な推進を図っている。

廃棄物の資源化を推進するにあたり、容器包装廃棄物の処理を取り巻く課題のひとつとして、資源ごみの分別収集区分の徹底が挙げられる。現在、本町が区分する資源ごみは、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（以下「法」という。）」の目的を踏まえ、9区分の分別を実施し、資源物の回収に努めているが、可燃ごみの減量化施策の推進による焼却処理量の削減と、不燃物残渣の最終処分場搬出量の削減をより一層進めるため、当該資源ごみの分別収集区分の徹底を図ることが当面の課題となっている。

第9期を迎える本分別収集計画は、平成30年度に策定した「第2期一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）」との整合性を図ることに留意しながら、一般廃棄物の減量化や再資源化を進めていく中で、法の目的を実現すべく、法第8条の規定に基づき策定したものである。

本分別収集計画に基づき、住民・事業者・行政がそれぞれに役割を分担して分別をより一層推進することにより、一般廃棄物の減量化及び資源の有効な利用の確保を図り、循環型社会の形成を目指していくものとする。

2. 基本的方向

容器包装廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るためには、製品の開発、製造から消費、廃棄等に至る各段階で、廃棄物の排出の抑制、使用済製品の再使用、原材料として利用するリサイクルの促進という観点から、環境への負荷の少ない循環を基調とする経済社会システムをつくる必要がある。

すなわち、容器包装廃棄物の排出を抑制するとともに積極的に分別収集と再商品化を促進し、さらに、再商品化をして得られた物の積極的な利用に努め、全体の調和を図りながらこれらを促進していく必要がある。

また、容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の実施にあたっては、住民は分別排出、行政は分別収集、事業者は再商品化というような役割分担の下でそれぞれが積極的に参加することが必要である。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、下記を対象とする。

- ・スチール製容器
- ・アルミ製容器
- ・ガラス製容器（無色、茶色、その他）
- ・飲料用紙製容器（紙パック）
- ・ダンボール
- ・ペットボトル
- ・その他プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t／年）

排出量	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	2,217	2,211	2,205	2,199	2,193

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

(1) 廃棄物減量等に関する組織運営

平成16年8月に設置し、住民、事業者が参画した「廃棄物減量等推進審議会」を適宜開催し、今後の廃棄物の減量等に関する施策を審議する。

平成20年7月に立ち上げた「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」については、住民と行政との連絡役、地域におけるごみ減量化や分別排出の徹底に関する意識高揚を図るなどの活動を促進していくため、住民とともに研修会等を通じて活動ノウハウを提供するなど活動をサポートしていく。

(2) 広報・啓発活動の推進

住民、事業者に対してごみの排出抑制・再資源化ならびにごみ問題に関する意識や排出マナーの向上のために、主に以下の事項について、①～⑤の方法によって広報・啓発活動をより一層推進していく。

＜主な広報・啓発事項＞

- ごみの発生抑制やリサイクル
- ごみの分別区分・分別基準
- 分別排出の徹底（資源ごみ抜き取り防止対策を含む。）
- 生ごみ処理機等購入費補助制度
- 地域における集団回収の推奨
- 食品ロスの抑制
- 特定家庭用機器廃棄物や適正処理困難物等の不適正処理の防止

○ 不法投棄などの防止（ポイ捨て禁止を含む。）

<広報・啓発活動の方法>

- ① 自治会掲示板、回覧板の活用
- ② 各種刊行物（広報紙、チラシ等）の配布
- ③ インターネットによる本町のごみ関連ホームページの利用
- ④ 副読本の配布
- ⑤ 不法投棄の防止、ポイ捨ての禁止、資源ごみ抜き取り行為禁止のためのパトロールの実施

(3) 環境教育の推進

ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等を実施する。また、環境教育の一環として、環境フェスティバル等のイベントや環境教育セミナーの開催等により学習機会を引き続き創出していく。

(4) 資源ごみ分別収集の推進

ごみの再資源化をより一層促進するため、排出者（住民、事業者）に対し、資源ごみの分別排出について協力を求める。排出者の分別意識が減退しないように、資源ごみの抜き取り防止対策として不定期にパトロールを実施する。また、資源化率向上のため、自治会、子供会等で行われている集団回収を推奨する。

その他紙製容器包装の資源ごみ分別については、適切な時期に効果的な導入ができるよう、引き続き検討する。

小型家電については、熊取町役場、煉瓦館、駅下にぎわい館、熊取図書館、ひまわりドーム、環境センターに回収ボックスを設置しており今後も引き続き回収を実施するとともに、回収ボックスの設置場所の増設等についても検討する。

(5) 生ごみの自家処理促進

生ごみ処理用機器（生ごみ堆肥化容器、生ごみ処理機等）による自家処理は、ごみ減量化・リサイクルの有効な手段である。したがって、「生ごみ処理機等購入費補助制度」については、生ごみの自家処理が広くかつ効果的に実践されるよう、さらなる普及啓発を進める。

(6) 粗大・不燃ごみ有料制（電話申込制）の運用

粗大・不燃ごみの有料制度については、引き続き制度の趣旨や排出方法を普及啓発する。また、排出の利便性向上のための高齢者や障がい者等の世帯を対象とした運び出しサポートやインターネット申込みを継続する。小型不燃ごみの排出方法として、役場と駅下にぎわい館及び協力3店舗での拠点回収を実施している。なお、当該制度による減量効果を見極め、制度の見直しについても適宜検討する。

(7) 可燃ごみの有料制（指定袋制）の運用

ごみの減量化（食材の使い切りや食べ残しをしない等の食品ロス抑制のPR、生ごみの水きりのPR等）・再資源化を促進するとともに、ごみ処理コスト意識の醸成や分別排出の徹底を図るため、可燃ごみ有料制（指定袋制）を維持する。

また、可燃ごみ排出量が増加した場合には、手数料の値上げを検討する必要があることから、指定袋制による減量効果を見極め、制度の見直しについても検討する。

(8) 包装廃棄物の減量

包装廃棄物の減量を図るため、事業者に対しては、過剰包装の自粛要請やマイバッグキャンペーンの自発的取り組みを促進させるとともに、レジ袋有料化等の協力を要請する。また、住民に対しては、買い物の際に買い物かごやマイバッグを持参するよう協力を求める。

このように、住民や事業者の双方による取り組みを促すことで、包装廃棄物がより一層削減されるよう施策の展開を図る。

(9) 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制

消費者（住民、事業者）に対して、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制について広報等を通じて協力を求めていく。また、環境センターに持ち込まれた粗大ごみを有効活用するために住民に提供し、「もったいない」という意識の醸成を図っていく。

(10) 容器等の店頭回収の促進

スーパー、商店等において、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を推奨するとともに、住民に対しても店頭回収に協力するよう求める。

(11) 事業者に対する減量化要請

再資源化の促進が持続的に図られる特定のごみに関しては、事業者からの要請に応じて、廃棄物処理法施行規則第2条及び第2条の3に規定される、「再生利用指定制度」を適用し、魚あらや剪定枝などのリサイクルを促進する。なお、魚あらについては、大阪府内市町村等で構成する大阪府魚腸骨処理対策協議会の決定により食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本町が搬入先と認めた小島養殖漁業生産組合において資源化を図ることを要請する。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

なお、紙製容器包装の分別収集については、リサイクルルートの十分な調査・研究により、処理ルートの確保が図られた段階で導入時期等について検討するものとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	かん類
主としてアルミ製の容器	
主としてガラス製の容器（無色ガラス）	びん類
主としてガラス製の容器（茶色ガラス）	
主としてガラス製の容器（その他ガラス）	
主として紙製の容器であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	ダンボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって、飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	56t		56t		56t		55t		55t	
主としてアルミ製の容器	27t		27t		26t		26t		26t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	65t		65t		64t		64t		63t	
	(引渡) 0t	(独自) 65t	(引渡) 0t	(独自) 65t	(引渡) 0t	(独自) 64t	(引渡) 0t	(独自) 64t	(引渡) 0t	(独自) 63t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	67t		66t		66t		65t		65t	
	(引渡) 0t	(独自) 67t	(引渡) 0t	(独自) 66t	(引渡) 0t	(独自) 66t	(引渡) 0t	(独自) 65t	(引渡) 0t	(独自) 65t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	153t		152t		151t		150t		149t	
	(引渡) 153t	(独自) 0t	(引渡) 152t	(独自) 0t	(引渡) 151t	(独自) 0t	(引渡) 150t	(独自) 0t	(引渡) 149t	(独自) 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	107t		106t		106t		105t		104t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料またはしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 123t		(合計) 122t		(合計) 121t		(合計) 120t		(合計) 119t	
	(引渡) 123t	(独自) 0t	(引渡) 122t	(独自) 0t	(引渡) 121t	(独自) 0t	(引渡) 120t	(独自) 0t	(引渡) 119t	(独自) 0t
	123t	0t	122t	0t	121t	0t	120t	0t	119t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 332t		(合計) 330t		(合計) 327t		(合計) 325t		(合計) 322t	
	(引渡) 332t	(独自) 0t	(引渡) 330t	(独自) 0t	(引渡) 327t	(独自) 0t	(引渡) 325t	(独自) 0t	(引渡) 322t	(独自) 0t
	332t	0t	330t	0t	327t	0t	325t	0t	322t	0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡) 0t	(引渡) 0t	(引渡) 0t	(引渡) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t	(引渡) 0t	(独自) 0t
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特別分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \boxed{\text{H30の特定分別基準適合物等の収集実績}} \times \boxed{\text{人口変動率}}$$

また、推計人口は平成31年3月策定の第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画における行政区域内人口の予測結果より抜粋した。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
43,381人 (対前年度比) 0.42%減	43,063人 (対前年度比) 0.73%減	42,745人 (対前年度比) 0.74%減	42,427人 (対前年度比) 0.74%減	42,113人 (対前年度比) 0.74%減

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行うものとし、分別収集をする容器包装廃棄物の種類ごとの分別収集の実施主体を下表のとおりとする。

分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別区分の種類	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	かん類	収集運搬委託業者による	町
	アルミ缶製容器			
ガラス	無色ガラス製容器	びん類		町
	茶色ガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック		町
	ダンボール製容器	ダンボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル		民間業者
	プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装		

※ 上表に示すものの他、古紙(新聞・雑誌等)・古布についても資源ごみとして分別収集している。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

かん類（スチール、アルミ）については、環境センターにおいて破砕処理と選別を行い、施設内（ストックヤード）での保管を図る。

びん類（無色、茶色、その他）については、収集後は環境センターでそのままの状態での保管し、民間業者に選別を委託する。

飲料用紙製容器（紙パック）及びダンボールは、民間業者の引き取りまでの間は、環境センター施設内（ストックヤード）で保管する。

ペットボトル、その他プラスチック製容器包装については、収集後は環境センターでそのままの状態での保管し、民間業者に引き渡し、その後圧縮・破砕してリサイクルする。

紙製容器包装の分別収集については、リサイクルルートの十分な調査・研究により、処理ルートの確保が図られた段階で導入時期等について検討するものとする。

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	かん類	袋	2 t 平ボディ車	町
アルミ缶製容器				
無色ガラス製容器	びん類	袋		民間業者
茶色ガラス製容器				
その他ガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	ひもで十文字にくくる		民間業者
ダンボール製容器	ダンボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋		民間業者
プラスチック製容器包装	その他プラスチック製容器包装	袋		

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) その他紙製容器包装の分別収集を検討する際は、リサイクルの現状や課題を見極めたうえで、審議会を開催し施策について審議することとする。
- (2) 地域での自主的なごみ減量化やリサイクル活動をより推進するために、研修会などを適宜開催し、「廃棄物減量等推進員（ごみゼロ推進員）」の活動をより一層促進する。
- (3) 空き缶等を回収する団体に対し、補助金を交付する。